

川崎市立川崎病院外国人患者受入れ検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 外国人患者が安全・安心に医療機関を受診できるよう、川崎市立川崎病院における受入体制を整備するために必要な事項について検討を行うため、川崎市立川崎病院外国人患者受入れ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 外国人患者を受け入れる体制の整備
- (2) 外国人患者の受入れに係る課題
- (3) 関係部署の連携強化
- (4) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長と委員をもって組織する。

- 2 委員長は、患者総合サポートセンター所長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の進行を行う。
- 4 委員は、委員長が指定する診療科部長及び課（科）長が推薦した者及び委員長が必要とする者とする。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として毎月1回とし、必要に応じて随時開催する
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、患者総合サポートセンターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。